

印

様式第1号（裏面）

森林基本情報の種類（要領第2の1項）

- (1) 森林基本図
 - ア 森林GISで管理している森林基本図に関する電子媒体
 - イ 縮尺5千分の1のマイラー原図、第二原図及びそれらの紙媒体
- (2) 空中写真
 - ア 森林GISで管理している正射投影写真に関する電子媒体
 - イ 平成17年度以前に撮影され作成された引き伸ばし写真の紙媒体
- (3) 森林簿
森林計画システム及び森林GISで管理している森林簿に関する電子媒体
- (4) 森林計画図
森林GISで管理している林班、小班群及び小班に関するデータに(1)のアの森林基本図を重ね合わせた電子媒体
- (5) 航空レーザ測量データ
 - ア レーザ測量による数値地形図データファイル及び微地形表現図等の電子媒体
 - イ アを印刷した紙媒体

個人情報含む場合の利用根拠（要領第4の1項）

- (1) 森林所有者が土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）を提示して申請する場合
- (2) 森林所有者から委任を受けた者が、土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）と委任状を提示して申請する場合
- (3) 相続等により森林所有者本人以外が、土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）と森林所有者との関係性を示す書類を提示して申請する場合
- (4) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第18条3項の例外規定に該当する場合
- (5) 「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）第2条第2項の規定による森林所有者及び受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者が、森林経営計画の作成のために、申請範囲内において森林経営委託契約を締結し、別に定める徳島県森林基本情報取扱特記事項を遵守し利用する場合
- (6) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）に基づき認定を受けた事業体（認定事業体）又は「徳島県林業事業体登録要領」に基づき登録された事業体（登録事業体）を対象とし、要件を満たさない場合には継続して林業経営を実施する能力を有することが確認できる事業体が、自己所有森林及び森林所有者等と森林経営委託契約等を締結した森林と同一区域内（市町村森林整備計画で定める区域）あるいは同一林班又は隣接する林班であり、一体的に整備することを相当とする森林のうち、総括管理者又は地域管理者が認める範囲内で、別に定める徳島県森林基本情報取扱特記事項を遵守し利用する場合
- (7) 行政機関（国、都道府県、市町村、独立行政法人）並びに、試験研究機関及びこれに類する機関から委託を受けて森林の管理を行う者が、委託業務に必要な範囲内で利用する場合
- (8) 試験研究機関及びこれに類する機関で、当該機関の内部において利用する場合
- (9) 法令等の規定及び国の機関からの指示等に基づき、行政機関が内部利用する場合